

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
及び天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度における特別休暇の特例)

第10条 令和3年度における特別休暇に係る別表第2第18号に規定する期間については、同号中「7月から9月まで」とあるのは、「7月から11月まで」とする。

(天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年度における特別休暇の特例)

2 令和3年度における特別休暇に係る別表第3第15号に規定する期間については、同号中「7月から9月まで」とあるのは、「7月から11月まで」とする。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。